

令和3年度2月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和4年 2月21日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 11名（欠席2名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

会議の概要

<p>議長</p>	<p>若干時間がありますけど、出席を予定していただいている委員さん、顔触れが揃いました。今日は服部委員さんと末田委員さんが欠席というところで、11名、一応顔触れが揃いましたので令和3年度の第11回総会をこれから開催したいと思えます。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>今日の議事録署名委員さん、9番の日野さん、日野委員さんと10番の宮本委員さん、よろしくお願いします。</p> <p>それじゃあこれより審議に入りたいと思えます。最初に1号議案の農地法第3条の、3条にかかる申請について、5件、6件か、6件今月は申請が出とります。最初に事務局の方から資料についてのご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは農地法第3条の規定による許可申請書について、6件説明させていただきます。議案書の1ページを見てください。</p> <p>上から申請番号033-33、農地の所在は上田所××、登記地目田、面積109㎡、同じく上田所××、登記地目田、面積198㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして033-34、農地の所在は上口羽××、登記地目田、面積1405㎡、同じく上口羽××、登記地目田、面積995㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号033-35、農地の所在は井原××、登記地目畑、面積385㎡で、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-36、農地の所在は戸河内××、登記地目田、面積882㎡、同じく戸河内××、登記地目田、面積961㎡、同じく戸河内××、登記地目田、面積541㎡、同じく戸河内××、面積898㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。</p> <p>続きまして申請番号033-37、農地の所在は上亀谷××、登記地目田、面積839㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。</p> <p>続きまして申請番号033-38、農地の所在は宇都井××、登記地目畑、面積292㎡、同じく宇都井××、登記地目田、面積260㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★です。</p> <p>以上6件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ033-33の案件ですが、担当委員の服部さんが今日おやすみなので、事務局の方からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、服部委員よりメモを預かっとなりますのでそれを読ませていただきます。</p> <p>2月17日午前中に小笠原委員と現地確認に行きました。譲り受け人、渡し人の2人とは直接話はしていませんでしたが、同じ集落の小笠原委員が2人より内容を確認されていたということでした。当日は積雪のため正確な田の状態は確認出来ませんでした。小笠原委員によると案件の田は道路に面していることなどから何年も前から森林組合や中国電力等の資材置き場として利用されていたようですが、現在は更地の状態であるということです。譲り渡し人の○○さんと譲り</p>

議長 事務局 議長	<p>受け人の●●さんは親戚関係であり、この地図には表記されていませんが、申請地の反対側の××に●●さん宅があり、家の前ということで畑として利用したいため今回の申請となりました、ということです。</p>
	<p>はい、ありがとうございました。推進委員さんもおってない？ おってないです。</p>
	<p>はい、それでは 033-33 の案件について、これより審議に入りたいと思います。皆さん、ご意見ご質問があれば、挙手をして発言していただいて結構です。これより審議に入ります。</p>
	<p>ご意見、ご質問、ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので採決を行います。033-33 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致します。</p>
2 番	<p>続いて 033-34 の案件、三上さん、担当委員の三上さんの方からご説明をお願いします。</p>
	<p>033-34 の案件について説明したいと思います。場所の方は地図を見てもらいますと、県道を役場方面から阿須那方面に約半分くらい帰って来たところの方にこの場所があります。地図でいくと上側が口羽、役場方面。譲り渡し人の△△△△さんは現在 70 才で、少し身体の方が悪くて、実際の耕作の方は委託されてやっつけられました。で、大まかな世話の方は息子さんの方が中に立っておられました。で、事業受け人の▲▲▲▲さんが現在 50 才くらいで、実家の方が戸河内というところで農業をされたりしとります。3 条の手続きの方は問題ないかと思えます。議案書の備考に書いてあります、****に貸し付けと書いてありますが、当面は自分で耕作していきたいということでした。現地の調査の方は 18 日、聞き取りの方は日曜日の方にやっつけます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。推進委員さんの方は後任が任命されていないということがありますので、今の三上委員さんのご説明で一応補足説明を終わります。これより 033-34 の案件について審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問を受け付けます。</p>
	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので、これより採決を行います。033-34 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致します。</p>
10 番	<p>続いて 033-35 の案件、これは担当委員、宮本委員さん、お願いします。 それでは 033-35 の現地確認報告を致します。場所は井原の、ちょっと先に地</p>

図を見てもらうと、5 ページで、井原の国道 261 号線沿いで、ちょっとこの上の方、####の直売所があります。その少し行ったところを入ったところの農地の畑となります。道路からでも場所はすぐ見えるようなところ。譲り渡し人の□□□□さんは高齢、86 才で、現在は広島 of 養護施設にもう入られて、こちらには在宅ではありません。それで譲り受け人の■■■■さんは※※に勤務されて、※※※※などされて、定年で今現在家におられます。まあ仕事は++++の作業員言やあおかしいが、組合員で実際に稲刈り、田植えから稲刈りを一緒に、メンバーと一緒にされております。あと####の理事なんかもされてからに、現在活躍されております。それでこの件につきましては昨日、藤田推進委員さんと一緒に、私と■■さんとで現地確認を行いました。この畑については現在もう□□さんは在宅でないため、■■さんがちょっと野菜を作ったりして耕作されております。それで自作とか、面積少ないんですけど、####の方へ水田は全部貸し付けておられます。それで小さい畑と田んぼは耕作されておりますが、野菜など作って####の方へ、若手の方でバンバン作って出荷されております。というような状態で■■さんもああして農業をされておりますし、作物もああして####へどんどん出荷されて現在活用されておりますので、この畑についてはまた今から整備して野菜などを植えていきたいと思っておりますということなので、よろしくお願ひ致します。チェックシートにも照らし合わせてもさして問題はないと思ひますので。それとまあもういっこ付属ですけど、あそこの家の後ろがですね、倒壊してから来年度の予算であそこを、倒壊防止の工事をされるということで、現在ちょっと進入路をですね、この場所に作られて、砂利などが敷かれておりますんで、これはすぐ工事終了次第撤去して元通りに戻すというような話をされておりましたんで、よろしくお願ひ致します。

議長

はい、ありがとうございます。今日推進委員の藤田さんが出席しておられませんので、33-35 の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問を伺ひます。

今宮本さんのあれで、説明で、工事用の道路として使う予定で砂利が入るとるという話が。これはどこの工事？町が入るとる？

10 番

県の。で、ちょっと問題じゃないかと話をしたんですが、こういった時の倒壊防止の対策については県の指導でやるとるんで、そういったのをやっても別に許可は。一部は資材置き場にもなるんですが、許可はいらぬという。まあ日野さんも話は、本人、■■さんとされて問題ないんで地目変更とかの申請はいらぬという説明。

議長

地目変更がいらぬのは当然だけど、これ一時転用はやったんかいな？いらぬのかいな？

事務局

そうですね、主要事業に近い形なのかな。

10 番

ちょっと問題あるんじゃないかという話はしたんですが、もちろん後でもいいんじゃないか、工事が終わってからでも、ないなりやへんのだからいうたら、日野さんの方もこれは問題ないんじゃないかといってもう許可は得るとるんで。

事務局

問題ないとは言っていないです。

議長	<p>一週間や二週間という話ならね、それはいいけど、三ヶ月、半年だということになるとやっぱり一時転用で出るのが筋ちゃあ筋。この間は農地でなくなる訳だからな。そこらはちょっと念のために、発注者との絡みもあるし、一時転用はどういう条件の場合に申請の必要があると明確にしていかにゃいけん。一応今後のために、ちょっと事務局の方で調査しといて。今日の案件でどうこう言うことじゃないけど。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
6 番	<p>ではないようですので、33-35 の案件についてこれより採決を行います。本案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 33-36 の案件、これは種委員さん、現地の調査および聞き取りについての報告をお願いします。</p> <p>それでは失礼を致します。33-36、有償所有権移転の説明をさせていただきます。地図を見てもらいまして、場所ですが、県道浜田作木線がありまして、この阿須那より町道戸河内線が入っております。その起点より約6キロメートルの地点に、この案件が出たところにあります。▼▼さんと▽▽さんは同集落で、ここにもありますように▽▽さんは現在広島に住まわれております。広島から帰られては農作業をされるんですが、主に▼▼さんが水田のいろんな管理をされておりました。ということでこの度、有償ということで▼▼さんの方が▽▽さんに話を持ち掛けたところ、▽▽さんも高齢ということで帰って水田作業はなかなか無理と考えられまして、今回の有償の所有権移転という運びになったそうでございます。昨日、▽▽さんは欠席だったんですが、譲り受けられました▼▼さん、山根推進委員と3名でチェックシートを元に現場の方を見て回り面談を実施し、問題はないということを確認致しました。どうかよろしくお願いを致します。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。担当委員さんの方からの補足説明が終わりましたので、現地からの報告も終わりましたので、これより審議に入ります。033-36 の案件について、ご意見ご質問がある方、挙手をして発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、これより採決を行います。33-36 号の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。全会一致で申請書通り許可相当と決定致します。</p>
事務局	<p>続いて 33-37 の案件、これ服部委員さんの担当案件ですが、ご欠席ということで事務局の方から総論をお願いします。</p> <p>はい、それでは 033-37 の案件ですが、場所についてですが、国道 261 号線を</p>

田所から広島方面に行くと****が、****があるんですが、その辺りから南側にちょっと入ったところで、先月以前にも譲り受け人の◆◆◆◆さんからの自宅と事務所の転用が出ているところの反対側の、道路挟んだ反対側のところになります。服部さんからですが、2月17日午前中に小笠原委員と現地確認をされたそうです。譲り受け人の◆◆さんと面談をされ、譲り渡し人の◇◇さんは埼玉県に住まわれており、こちらにはまったく帰ってくる予定がないため管理、維持が出来ないので今回の申請になったそうです。田の状態としましては◆◆さんが年に何度か草刈りをされているので、水稻や野菜などの作付けも可能だということです。これからは譲り受けの◆◆さんも維持管理を頑張って、作付け等をしていくとのこと。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは33-37の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問のある委員さん、挙手をして発言してください。

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それじゃあないようですので、033-37の案件について採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致で許可相当と決定致します。

続いて033-38の案件について、これは種委員さんの方から現地調査、および聞き取りについての報告をお願いします。

6番

それでは失礼を致します。33-38、有償の所有権移転について説明をさせていただきます。場所ですが、県道浜田作木線から美郷の、美郷町の大和方面に向かう県道阿須那宇都井線があるんですが、そこから、途中から瑞穂地区の伏谷の方へ行く町道金淵線があります。その起点から入って約1キロメートル地点に場所がございます。★★さんは地図を見てもらいますように、##さんのところに嫁いでこられました。ご主人が昨年お亡くなりになられまして、★★さんはまあいろいろありまして、★★さんの姓にまた戻って住んでおられます。現在家、土地も##さんとこから★★さんに変えられて、ちなみに隣の☆☆さんも、☆☆☆☆さんも一人ということ。いろいろ、米子から帰られた時に家のこととか水田とか畑の管理のことを話をされておりました。以前##さんのご主人がおられる時、あっさり☆☆さんのところのを請け負って作ってあげりゃあええよなあいう話があったそうで、今回その話を持ち掛けたところぜひ☆☆さんの方からもお願いしますということで、今回の経緯になったそうでございます。昨日昼から★★さん、三刀推進委員とチェックシートを元にしたりして現場の方見て回って面談を致しましたが、問題ないということを確認を致しております。どうかよろしくお願いを致します。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。三刀推進委員さんも今日。

6番

休みです。

議長

はい。それじゃあ33-38の案件について、審議を行いたいと思います。ご意見、

	<p>ご質問を受け付けますので挙手をして発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>どうもないようですので、これより採決を行います。033-38 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で申請書通り許可相当と決定致します。</p> <p>続いて第2号議案の、農地法第4条関係、これは転用の関係ですが、今月は1件申請が出ております。事務局より資料について詳細の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件説明させていただきます。議案書の9ページをお開きください。</p> <p>申請番号034-26、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積37㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は個人住宅用地、所要面積は土地造成37㎡、遮へい板1基です。転用の理由としましては遮へい及び防音効果のある遮へい板を設置したため、です。この土地は第3種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上1件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。じゃあ担当の植田委員さんの方から現地の調査及び聞き取りなどについてのご報告をお願いします。</p>
7番	<p>そうしましたら申請番号034-26、農地法第4条について説明を致します。この案件で、申請人の◎◎さんは、書いてあるように横浜在住ということで、ちょっと遠方なもので、この仲介を依頼された、親戚である※※※※さんがおられます、その方と小泉推進委員さんと、17日にチェックシートや聞き取り、または現地確認について行いました。地図についてはちょっとご覧いただければ、まあ度々出る先なもので分かると思いますが、下側の川沿いの米久屋橋を上の方に上がって行った位置の中間辺りで、これをまっすぐ上に抜けますと浜田作木線、++++の前に出るような位置に当たります。経緯は、申請人の、この◎◎さんのお母さんである@@@@さんが、町道等の拡充の改良工事によって交通量が非常に多くなったということで、また住んでおられる宅地がこの道路より1メートル強くらい低い位置にあります。な関係で騒音とか、危険の防止等々のために令和元年の5月ですね、遮へい板を設置されました。そしてそのままずっと過ごしておりましたが、令和3年7月に亡くなられた関係で◎◎さんが相続をされまして、この農地等々の関係を整理したいということで調査しておりましたところ、この遮へい板の37㎡のところは畑であるということが判明して、今回の申請となったということをお聞かせしてもらいました。今後についてはもうこちらに帰られるということも聞いておられます。今回顛末書案件でございますので、このまま申請通り承認をお願いしたいと思っております。なおこれ事務局か郵便局か分からないので</p>

	<p>すけども、たまたま事務局の方へ電話によって矢上地区の案件が1件あることが判明したんですが、実際この総会資料が来たのが18日の夕方に来まして、それでその流れがちょっと分かりませんが、この総会資料の締め切り等々なかなか日にちがちょっと迫ったのかも分かりませんが、なかなか案件が多数ありますとそれからの調査ということは非常に厳しくなりますので、なにも調査せんこうに出席という訳にいきませんので、出来るだけそういう点をちょっと含んでいただけたらと思います。よろしくお願いを致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。小泉推進委員さんはご欠席ということなんで。今の、植田委員さんが言った分なんだけどな、この間新聞に載った分を、木曜日に出したらな、郵便物が4日後でなければ届かんようになるというのを新聞記事で調べてみたんだけど、もうあれやりよるんかいな。土曜日が配達せんようになったらどう。</p>
事務局	<p>土曜日はそうです。土曜日は配達せんということなんで、それは踏まえて発送はしております。今回火曜日に発送したんですけど、思いの他時間がかかったようで、大変ご迷惑をおかけしました。</p>
議長	<p>大体16か15日くらいには、ほとんど16日くらいまでに来てるんだけど。ちょっとそこらの事情も、郵便の配達事情も調べてみて。</p> <p>それじゃあ2号議案の法4条関係、今月は1件ですが、今担当の植田委員さんの方から現場からの報告をいただきました。これより審議に入ります。皆さんの方でご意見、ご質問がありましたら発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので、採決を行います。034-25の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致での許可相当と決定致します。</p>
事務局	<p>続いて法第5条関連案件が、今月は1、2、3、3件提案されております。事務局の方から詳細の報告をお願いします。</p> <p>はい、それでは議案第3号、農地法5条の規定による許可について、3件説明させていただきます。議案書の11ページをお開きください。</p> <p>上から申請番号035-26、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積509㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。転用目的は農家住宅で、申請事由としましては現在両親と同居している居宅が手狭になったため職場により近い申請地に住宅を建築したいため、です。所要面積は土地造成509㎡、農家住宅47㎡、物置30㎡、駐車場82㎡、進入路133㎡、排水路25㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済です。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号035-27、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積690㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は□□□□です。転用目的は木材置き場、申請事由は□□□□の木材置き場として利用したいため、です。</p>

	<p>所要面積は土地造成 690 m²、木材置き場 334 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして申請番号 035-28、農地の所在は下亀谷××、登記地目畑、面積 145 m²です。有償の所有権移転です。譲渡人は▲▲▲▲、譲受人は□□□□です。転用目的は木材置き場で、申請事由は□□□□の木材置き場として利用したいため、です。所要面積は土地造成 145 m²、木材置き場 130 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上 3 件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。服部さんが今日お休みなので、現地調査及び聞き取りの報告を受けることが出来ませんが、事務局の方なにか聞いておられますか。</p>
事務局	<p>はい、メモが。</p>
議長	<p>はい、それじゃあ事務局の方で代読していただきます。</p>
事務局	<p>はい、それではまず 035-26 についてですが、農地の所在は鱒淵集落の、** **さんの事務所がある、少し上がったところ、北側になります。2月 17 日に田中委員と現地確認をされたそうで、譲り受け人の●●さんと面談されたそうです。前回除外申請をされた時と現状等の変化がなく、許可が下り次第土地の造成にかかりたいということをお願いとされるということです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それじゃあ 035-26 の案件について、これより審議を行います。ご意見、ご質問があれば伺いますので、挙手して発言してください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>それじゃあないようですので、これより採決を行います。035-26 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。</p> <p>続いて 035-27 の案件について。これも事務局の方から報告をお願いします。</p> <p>はい、035-27 についてですが、場所は下亀谷集落から奥亀谷集落に行く途中の山の中というような感じなところにあります。それで 035-28 とちょっと併せて説明させていただきますが、2月 17 日の午後に田中委員と現地確認をされたということです。で、譲り受け人の□□□□社長の■■■■さんと面談をされました。申請地の畑、両方ですが、木材の製材所と木材置き場の一部となつとるそうです。□□□□さんは昭和 55 年に譲り渡し人の△△さんのお父さん、故##さんと山林の売買をされて製材所を作られたそうです。今回その敷地内にあった▲▲さん所有の山林を購入するに当たり、現在は賃借でやっつけられるそうなんです。そういった手続きを進めたところその中に農地が、畑が残っているということで、今回の申請になりました。40 年以前の話で、土地の名義、やりとりはもう</p>

議長	<p>されとるそうなんです、名義が変わってなかったことは不明なんです、不明です。で、現在この場所も木材置き場として当時から稼働しとるような状況です。035-27 の場所については、建物が建つとるような状況です、木材置き場等の。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ一応2つに分けたいと思いますが、035-27 の案件について審議を開始します。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので 035-27 の案件についてこれより採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
議長	<p>続いて 035-28 の案件について審議を行います。ご意見、ご質問を伺いますので挙手をして発言してください。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので 035-28 の案件についてこれより採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。</p>
8 番	<p>続いて第4号議案の、基盤強化法第19条による農用地利用集積計画の報告について、本総会は17件あったと思いますけど、これについては個別、詳細についての説明を行いませんので、委員さんの方で資料を精査していただいて、ご意見、ご質問のある方、どの案件からでも結構ですので発言をしてください。それではこれより10分くらい時間を取ります。</p>
8 番	<p>これちょっと事務局に聞きたいんですけども、03-18 の※※さんなんです、借り入れを1町くらいされとって、この度貸し付けをされとる。それはやっぱり立地条件的な土地のあれでそういうことに？</p>
事務局	<p>そうですね。私も、その※※さんの農地を調べてみると、八色石のトンネル側にこの2筆があって、++さんはその辺を連担して作とられるということで、立地条件的なもんだという判断をしました。</p>
8 番	<p>借りとられるのはやっぱりそこら辺りなんですか。</p>
事務局	<p>はい、家でいいますと、この26ページの地図を見ていただくと、この左の@@さん、@@@@さんか@@さんか、この家に住んどられる方です。</p>
8 番	<p>@@さんはもう耕作はせんのか？</p>
事務局	<p>もう、空き家になつとたんですかね、空き家になつとって++さんが借りて入れとる、この家は。</p>
12 番	<p>I ターン。</p>
事務局	<p>そうですね、++さん自体はI ターン。</p>

1 2 番	ちょっと話は違うけど、この地図見ても死んだ人の名前ばかり書いてあって、まったく。この一番上の**さんとか、家はありますけども全然おってないですし、その下も、ずっとこう、皆死んだ人の名前ばかりで。
事務局	ごめんなさい、地図が2013年なので。新しくしたいとは思ってらんですが。
1 2 番	13年って書いてあるんだけど、調べたのが2013年かどうかというのは分からんわね。
事務局	2013年発行の地図なので、調べたのはもしかしたらそれより前かもしれないです、ゼンリン社が。
1 2 番	ここの地区はかなり、担当しとる人が調べずに随分古いやつやっとなって、大分問題が出てきとるんよ。これを見とってね、死んだ人ばかりだもん。家も。
事務局	本当ですね。
1 2 番	ここ家が3件ありますわね、今の++さんが住んでおられるところ。これは車庫ですからね、むしろ。これ見ると全然家に見えるけども、家じゃないですから。地図を見ると酷い地図が付いとるよ。
事務局	新しくしようと、努力します。
1 2 番	質問で、これ++さんの方が借りられとるんですが、出来ますか？
事務局	というのが、どういったことで？
1 2 番	今これ全部借りてやられて、借りておられる田んぼが、田んぼというか土地が、全部やられとるかどうかと。やられてないところもありますし。ちょっとやっとなる形は見えとるんですけども、果たしてやられるんだらうかなという。どういう風に使っとります？
事務局	やるつもりで出されたということで受け付けておりますが。やるつもりがなければ、これを出される必要はまったくないので。
議長	この受け人の++さんという人は、農業従事の実績がある？
事務局	おおなんアグサポ隊で入って来られて、もう、八色石集落で就農されてからは、何年くらいになりますかね、6、7年は経過しとるんじゃないかなと。
8 番	おおなんテレビでも取り上げられた人ですかいね？
事務局	出てたこと、見たことあります。
議長	最初にお話ししました10分間、時間が経過しましたが、今玄羽さんの方から話がありましたが、他には皆さんの方から何か、ご意見、ご質問ございますか。 (意見、質問なし) ないようですので、じゃあこの4号議案については一括して採決を行います。本4号議案についてこれを了承出来るというご意見の挙手をお願いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。4号議案については原案通り当委員会として了承ということで決定します。 続いて第5号議案の、基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得について、これが11件だったと思いますが、これについても4号議案と同様に個別に聞き取りは、資料の説明とか報告は致しませんので、各委員さん、資料を精査し

事務局 議長	<p>ていただいて、どの案件からでも結構ですので、ご意見ご質問があれば提案、手を挙げて発言してください。それではそのように、約 10 分間時間を取ります。</p> <p>事務局の方で、細かいこと聞くんだけど、03 中-41 の案件、これ新規設定で、#### が借りるということで、リースハウス契約というあれが書いてあるけども、これやっぱり神紅の関係？</p> <p>神紅のハウスを作ります。</p> <p>分かりました。</p> <p>まだもうちょっと、10 分までにはあるんですが、皆さんの方なにかございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、これにて採決を行います。それじゃあ第 5 号議案について、これも 4 号と同等に一括で採決を行います。5 号議案について、翻案議案書の内容について、了解していただける委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致によって第 5 号議案、基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得に係る案件、全会一致で了承されました。議案通りと致します。</p> <p>続いて報告の第 1 号ということで、農地法 3 条 3、相続等による権利移動について。これについては報告ですので、ご不明な点とか誤りとかいうのがもしあって、お気づきになった点があれば発言していただければ結構ですが、これについては報告ということもありますので、内容で納得できるかどうか、判断だけということになります。審議はあえて行いません。皆さんの方で議案書について精査していただいて、それでということになります。それでは約 5 分間の時間を取りますので、皆さんの方で議案書の検討をお願いしたいと思います。</p> <p>これ 73 の案件で、所有権の移転が、名前が 2 人になつとるじゃない。※※※※さんと++++さん。これ※※※※さんっていうのは所有権、婿養子に入った方なんだけど、++さんっていうのは舅さんになるんよ。それで受け人の@@@さんってのがこれ家付きの娘なんだけど、これ++++さんの名前がここに出てくるってことは、おそらく※※※※さんに上の田、1 筆ほど++さんの田んぼがあるけど、あと上の、ちょっとまとまった田んぼは全部※※※※さんの方に名義がなつとるってことは、これ多分生前贈与されとると思うん。でもしか、この++++さんっていう人が申請の中において、ご存命かどうかってのはよく分からんのだけ。</p>
事務局 議長	++++さんですね。++さん、この相続の届け出をされた時に聞いたらもうお亡くなりになつとって、っていう話でここに載せとります。
事務局 議長	<p>※※※※さんってのはついこの前亡くなったんだけど、届出人の@@さんのお父さんと、ご主人名義を一括して相続したということなん？</p> <p>ということで。</p> <p>はい、ありがとう。</p> <p>皆さんの方からなにかございますか。</p>

(意見、質問なし)

特にないようですので報告の第1号については議案の通り了承したということにさせていただきます。

続いて。

(その他)

(1) 事務連絡

次回の総会は、3月22日(火)13:30からでお願いします。